

パブリックコメント案件概要

資料1

案件名：指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に対する市民意見公募手続の実施について

1. 施策の概要

改正障害者総合支援法が平成30年4月に施行され、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設された。この創設に伴い、サービスを提供する事業所の指定基準を定める「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」の改正を行う。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

厚生労働省令において「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」については、国の基準を本市の基準とし、「参酌すべき基準」については、国の基準を基本としつつ、尼崎の独自基準を定める。

3. 目指す姿・対応策など

法の趣旨・目的に沿った障害福祉サービスの提供が実現されることを目指し、共生型障害福祉サービスの提供を可能とするため、本市の条例に当該共生型障害福祉サービス事業所の指定基準を盛り込む。

4. 施策の対象範囲・期間など

共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練(機能訓練)及び共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所とこれらのサービス利用者

5. 市民意向調査の概要

(障害者福祉等専門分科会及び自立支援協議会からの主な意見)

- ・障害福祉サービスについては、必要なサービスを適切に提供できるようにしてほしい。
- ・できるだけ市民にわかりやすいように資料作成をしてほしい。
- ・障害者支援や高齢者支援については、それぞれ支援するポイントや自立に向けた支援内容も違うので、職員及び事業所の研修や運営方法の定期的な見直しが必要である。
- ・市内の障害者が利用する短期入所が不足しているなか、共生型サービス事業所の指定により利用枠の確保に努めてほしい。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

厚生労働省で定める基準のうち、参酌すべきとされている基準について、本市の独自基準を定めることとして検討を行った。なお、条例改正までの間は、法令上、国基準に基づき、事業所の指定を行うことができる。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

先行して独自基準を定めた他の障害福祉サービスとの均衡を図る必要があることから、今回の改正についても同様の独自基準を定める。

7. 今後のスケジュール

平成30年6月15日～平成30年7月5日 市民意見公募手続を実施

平成30年8月 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正案及び市民意見公募手続結果を公表

平成30年9月 議会へ条例改正(案)の提案

8. 添付資料

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正について(素案)

9. お問い合わせ先

健康福祉局障害福祉担当部障害福祉課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館1F
電話番号 06-6489-6750、ファックス 06-6489-6351
メールアドレス ama-syougai-shitei@city.amagasaki.hyogo.jp